

西播磨水道企業団のインボイス制度への対応について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。消費税の仕入税額控除のためには適格請求書（インボイス）の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うには「適格請求書発行事業者」としての登録が必要となります。

インボイス制度における適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

西播磨水道企業団では「適格請求書発行事業者」の登録を行いましたので、お知らせします。

【西播磨水道企業団】T7000020289086



水道料金等のインボイス制度への対応について

西播磨水道企業団では、令和5年10月の水道検針分から『水道使用水量等のお知らせ』、『納入通知書兼領収書』を適格請求書（インボイス）として発行します。

インボイスとして発行する書類は、次のとおりです。

●水道使用水量等のお知らせ（見本）

| 水道使用水量等のお知らせ | | | |
|---|----------|----------------|----|
| いつもご利用いただきありがとうございます。 | | | |
| 相生市双葉一丁目4-21 水道マンション101号 | | | |
| ① 水道 太郎 様 | | | |
| 使用者番号 | 枝番 | 水栓番号 | |
| 0000-000-000 | 00 | 00000 | |
| 年度 | 期 | 検針月 | 口径 |
| 5 | 4 | 10 | 20 |
| メーター番号 | | ② 今回検針日 | |
| 00AAA00 | | 5年10月2日 | |
| 使用期間 5年8月3日～5年10月2日 | | | |
| (1) 今回メーター指示数 195 m3 | | | |
| (2) 前回メーター指示数 145 m3 | | | |
| (3) 差引使用水量(1)-(2) 50 m3 | | | |
| (4) 旧メーター使用水量 m3 | | | |
| 今回使用水量(3)+(4) 50 m3 | | | |
| 内 訳 | 税率 | ④ 金額(うち消費税額) | |
| ③ 上 水 道 | 10% | 5,442 円 | |
| | | (494 円) | |
| 下 水 道 | 10% | ⑤ 8,750 円 | |
| | | (795 円) | |
| 請求予定金額 14,192 円 | | | |
| 消費税額を含んでいます。 | | | |
| 支払方法 | 口座振替制 | | |
| 振替予定日 | 5年11月10日 | | |
| 水道料金 | 西播磨水道企業団 | T7000020289086 | ⑥ |
| 下水道使用料 | 各下水道事業者名 | 登録番号 | |
| 注) このお知らせで料金の支払はできません。 納付制の方は、検針月の下旬に納入通知書を送ります。 | | | |
| 検針員 西播磨水道企業団 | | | |
| 通信 | 欄 | | |
| 見本 | | | |
| 年度 | 期 | 日 | |
| 5 | 3 | 11月11日 | |
| 使用期間 5年6月2日～5年8月2日 | | | |
| 内 訳 | 上 水 道 | 下 水 道 | |
| 使用水量 | 45 m3 | 45 m3 | |
| 金 額 | 4,732 円 | 7,645 円 | |
| 振替済金額 | 12,377 円 | | |
| 上記の金額をご指定の口座から振替させていただきました。 | | | |
| 西播磨水道企業団 営業課 | | | |
| 注) このお知らせにより集金することはありません。 裏面もご覧ください。 | | | |

●納入通知書兼領収書（見本）

- ① 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税資産の譲渡等の適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

『水道使用水量等のお知らせ』の見方の詳細はこちら

➡ (西播磨水道企業団ホームページ) [水道使用水量等のお知らせについて](#)

西播磨水道企業団への請求について

●インボイス発行事業者のみなさまへ

西播磨水道企業団に対して請求書等を提出される場合は、インボイス制度の要件を満たす適格請求書（インボイス）を交付していただきますようお願いします。

●インボイス発行事業者への登録のお願い

適格請求書（インボイス）を交付できるのは、納税地を所轄する税務署長に登録申請を行い、インボイス発行事業者として登録を受けた事業者に限られます。インボイス発行事業者への登録申請にご協力ください。

なお、登録申請の検討にあたっては、国税庁等のホームページやリーフレット等をご確認ください。

➡ (国税庁ホームページ) [インボイス制度の概要](#)